

あんしん財団ヘルスケア・トレーナー派遣規程

施行日：2015年2月16日

最終改正日：2020年4月1日

(目的)

第1条 一般財団法人あんしん財団（以下「当法人」という。）は、中小企業における労働災害防止のための職場における健康の保持増進に資するため、当法人のヘルスケア・トレーナー（以下「トレーナー」という。）の派遣による運動指導を行う制度を設置し、本制度を公正・適切に運用する目的で、本規程において具体的な事項を定める。

(派遣先の対象)

第2条 派遣先の対象（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当法人の加入者サービス規約に定める会員
- (2) 中小企業で組織された安全衛生関係団体
- (3) 前各号に定める者のほか、当法人が利用者として適切と認めた団体

(運動指導の内容)

第3条 運動指導は、利用者が行う研修会、講習会、大会その他の会議等（以下「研修会等」という。）において実施する次の各号の内容とする。

- (1) 中間体操
 - ① 内容
会議等の途中で気分転換をはかるため、その場でできる体操・ストレッチング・レクリエーションゲーム等。
 - ② 実施時間
1回あたり10分～20分程度。
- (2) 運動実技指導
 - ① 内容
リフレッシュセミナー・腰痛予防体操・健康づくり体操・ウォークラリー等、利用者の要望に応じた運動指導。
 - ② 実施時間
1回あたり1時間～2時間程度。

(派遣時間)

第4条 運動指導を行うトレーナーの派遣時間は、原則として平日午前9時から午後5時30分までとする。

(利用回数及び派遣人数の制限)

第5条 トレーナーの派遣回数は、同一の利用者に対し、1年度間1回を上限とする。

2 トレーナーの人数は、1回の利用に対し、原則1名とする。

(派遣に要する費用)

第6条 トレーナーの派遣及び運動指導に要する費用は徴収しない。

(派遣の申請手続等)

第7条 トレーナー派遣の申請手続は、次の各号のとおりとする。

(1) 利用者は、当法人所定の申請書を派遣希望日の30日前までに提出するものとする。

(2) 当法人は、申請に基づきトレーナー派遣の諾否を決定し、その旨を利用者に書面をもって通知する。

2 同日の派遣希望日で複数の利用者から申請があった場合は、先着順により決定する。

(派遣を行わない場合)

第8条 当法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、トレーナーの派遣を行わない。

(1) 会場費等実費以外の費用を徴収するなど、利用者の営利を目的とした会議等である場合。

(2) 病後、術後等のリハビリが目的である場合。

(3) 運動指導に必要な会場及び各種設備が確保されていない場合。

(4) 会場の最寄り駅から会場までの交通手段が確保されていない場合。

(5) 利用者または参加者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力との関係を有することが判明した場合。

(6) 派遣の申請内容に不正、偽りがあることが判明した場合。

(7) 第4条に定める派遣時間以外の場合。

(8) 派遣すべきトレーナーの確保ができない場合。

(9) 前各号に定めるもののほか、当法人がトレーナーの派遣に対し不適切と判断した場合。

(運動指導中の事故等の責任)

第9条 当法人は、運動指導中の事故等については、一切の責任を負わない。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 本規程は、一般財団法人あんしん財団の定款の施行日と同日の施行とする。
- 2 本規程施行以前の派遣要請については「あんしん財団ヘルスケア・トレーナー派遣要綱」の規定による。

附 則

- 1 本規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

0049-0002-Ⅲ-01